

一般労働者派遣事業 般 42-030001

株式会社アイコック 派遣法改正に基づいたマージン率の公開

■平成24年10月1日より施行の派遣法改正により、弊社のマージン率(平均)を公開致しております。

対象期間: 令和2年3月16日~令和3年3月15日

一般派遣事業 概要

▼派遣労働者の数 404名(1日平均)

▼派遣先の数 75社

▼派遣料金の平均額/1人 12,848円 (1日8時間換算)

▼派遣社員の賃金平均額/1人 9,056円 (1日8時間換算)

▼教育訓練に関する事項 PC研修・製造業研修等を実施

予定(希望者等を対象)

・派遣労働者の費用負担無し

- ▼派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別
- ※労使協定を締結している(協定書の有効期間終期 令和4年3月31日)
- ・協定労働者の範囲(別添参照)
- ■一番多い割合を占めているのがスタッフの皆さまの賃金となります。

次いでスタッフの皆さまの雇用主として負担する労災保険・健康保険・厚生年金・雇用保険等の社会保険料が15%となります。 また、皆さまが有給休暇を取得される際には、派遣先企業に休暇分の料金を請求することはできませんが、アイコックとしては 雇用主としての賃金支払が生じるため、その引当分としての費用を含んでおります。

その他、営業担当者・コーディネーターなどの人件費や、宣伝広告費、募集費、会社運営費用等がかかりますので、これらすべてを除いた残り4%程度が会社の営業利益となります。

注:なお、派遣先の倒産や料金不払により派遣料金が回収されない場合でも、派遣会社はスタッフの皆さまへ賃金を支払う義務を 負っています。

